県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、避難費用等が賠償された事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成○○年(東)第○号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4(あわせて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ば ないことを相互に確認する。

損害項目 中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動 費用

1,880,000円

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1、880、000円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員のうち、金600,000円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目(ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月10日

(仲介委員 尾野恭史)